

社会福祉法人 桑名市社会福祉協議会 事務局規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人桑名市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第34条第3項の規定に基づき、本会の事務局及び職員について定めるものとする。

(組織)

第2条 本会の業務を適正かつ効率的に遂行するため、次の課等を置く。

- (1) 総務企画課
- (2) 地域福祉課
- (3) 文化スポーツ振興課
- (4) 本所
- (5) 多度支所
- (6) 長島支所

2 課の事務を分掌させるため、次の課内室等を置く。

- (1) 地域福祉課 相談支援室
- (2) 文化スポーツ振興課 大山田コミュニティプラザ
- (3) 文化スポーツ振興課 スター21
- (4) 文化スポーツ振興課 陽だまりの丘複合施設ほか
- (5) 文化スポーツ振興課 六華苑・住吉浦休憩施設

3 本所に次の部門を置く。

- (1) 桑名福祉センター
- (2) 桑名北部老人福祉センター
- (3) 桑名市清風園
- (4) 桑名山崎苑
- (5) 福祉なんでも相談センター
- (6) 桑名市北部西地域包括支援センター
- (7) 桑名市北部東地域包括支援センター
- (8) 桑名市社協ケアプランセンター
- (9) 桑名市社協相談支援センター
- (10) 桑名市療育センター
- (11) 桑名市山崎乳児保育所

4 支所に次の係を置くことができる。

- (1) 地域福祉係
- (2) 介護福祉係

(事務分掌)

第3条 課等の事務分掌は、次のとおりとする。

総務企画課

- (1) 本会の総合企画及び調査に関すること。
- (2) 本会の経営に関すること。
- (3) 本会の基盤強化に関すること。
- (4) 文書の管理及び公印の管理に関すること。
- (5) 理事会、評議員会、その他の会議に関すること。
- (6) 職員の任免、給与、服務、研修及び福利厚生に関すること。
- (7) 定款、規則及び諸規程の制定、廃止に関すること。
- (8) 登記に関すること。
- (9) 金銭及び物品の出納保管並びに資産の管理に関すること。
- (10) 会費の徴収に関すること。
- (11) 寄付、寄贈に関すること。
- (12) 予算、決算及び会計経理に関すること。
- (13) 契約に関すること。
- (14) 表彰及び慶弔に関すること。
- (15) 桑名市社会福祉会館の管理運営に関すること。
- (16) 桑名市総合福祉会館の受託運営に関すること。
- (17) 監査に関すること。
- (18) 共用車両の管理に関すること。
- (19) 危機管理（防災含む）に関すること。
- (20) 共同募金に関すること。
- (21) 広報に関すること。
- (22) 音楽療法に関すること。
- (23) 多世代共生型施設整備事業に関すること。
- (24) 関係行政庁との連絡調整に関すること。
- (25) その他事務局全般の庶務及び連絡調整、企画、調査に関すること。

地域福祉課

- (1) 地域福祉事業の総合企画及び調査に関すること。
- (2) 地域福祉活動計画に関すること。
- (3) 地区社会福祉協議会の活動推進に関すること。
- (4) 生活支援体制整備事業に関すること。
- (5) ボランティア活動推進事業に関すること。
- (6) 福祉教育に関すること。
- (7) 宅老所の活動推進に関すること。
- (8) 桑名市福祉後見サポートセンター（法人後見含む）に関すること。
- (9) 日常生活自立支援事業に関すること。
- (10) 資金貸付事業に関すること。
- (11) 諸団体の育成及び連絡調整に関すること。
- (12) 子育て支援事業に関すること。

- (13) 在宅障がい児者サポート事業に関する事。
- (14) 精神障がい者ふれあいサロン事業に関する事。
- (15) 桑名市介護支援ボランティア制度事業に関する事。
- (16) 介護予防・日常生活支援総合事業に関する事。
- (17) 要介護認定調査事業に関する事。
- (18) 介護職員実務者研修に関する事。
- (19) 桑名市社会福祉大会に関する事
- (20) 実習生（インターンシップ含む）の受入に関する事。
- (21) その他地域福祉に関する事。

地域福祉課 相談支援室

- (1) 生活困窮者自立相談支援事業に関する事。

文化スポーツ振興課

- (1) 生涯学習事業の総合企画及び調査に関する事。
- (2) 観光文化事業の総合企画及び調査に関する事。

文化スポーツ振興課 大山田コミュニティプラザ

- (1) 大山田コミュニティプラザの受託運営に関する事。

文化スポーツ振興課 スター21

- (1) スター21の受託運営に関する事。

文化スポーツ振興課 陽だまりの丘複合施設ぽかぽか

- (1) 陽だまりの丘複合施設ぽかぽかの受託運営に関する事。

文化スポーツ振興課 六華苑

- (1) 六華苑の受託運営に関する事。

本所 桑名福祉センター

- (1) 桑名福祉センターの受託運営に関する事。
- (2) 介護保険事業（通所介護）に関する事。
- (3) 障害福祉サービス事業（生活介護、日中一時預かり）に関する事。
- (4) 介護予防・日常生活支援総合事業に関する事。
- (5) 福祉車両貸出事業に関する事。

本所 桑名北部老人福祉センター

- (1) 桑名北部老人福祉センターの受託運営に関する事。
- (2) 介護保険事業（通所介護）に関する事。
- (3) 介護予防・日常生活支援総合事業に関する事。

本所 桑名市清風園

- (1) 桑名市清風園（養護老人ホーム）の受託運営に関する事。

本所 桑名山崎苑

- (1) 桑名山崎苑（母子生活自立支援施設）の受託運営に関する事。

本所 福祉なんでも相談センター

- (1) 福祉なんでも相談センターの受託運営に関する事。

本所 桑名市北部西地域包括支援センター

- (1) 桑名市北部西地域包括支援センターの受託運営に関する事。
- (2) 多度福祉なんでも相談センターの受託運営に関する事。

本所 桑名市北部東地域包括支援センター

- (1) 桑名市北部東地域包括支援センターの受託運営に関する事。
- (2) 長島福祉なんでも相談センターの受託運営に関する事。

本所 桑名市社協ケアプランセンター

- (1) 介護保険事業（居宅介護支援）に関する事。

本所 桑名市社協相談支援センター

- (1) 障害者総合相談支援事業に関する事。
- (2) 障害支援区分認定調査事業に関する事。
- (3) 指定特定相談支援及び指定障害児相談支援事業に関する事。

本所 桑名市療育センター

- (1) 児童発達支援に関する事。
- (2) 保育所等訪問支援に関する事。
- (3) 居宅訪問型児童発達支援に関する事。
- (4) 放課後等デイサービスに関する事。

本所 桑名市山崎乳児保育所

- (1) 桑名市山崎乳児保育所の運営に関する事。

多度支所

- (1) 支所内の庶務及び連絡調整に関する事。
- (2) 多度すこやかセンターの受託運営に関する事。
- (3) 地域福祉事業に関する事。
- (4) 介護保険事業（通所介護）に関する事。
- (5) 介護予防・日常生活支援総合事業に関する事。

長島支所

- (1) 支所内の庶務及び連絡調整に関する事。
- (2) 長島健康福祉センターの受託運営に関する事。
- (3) 長島デイサービスセンターの受託運営に関する事。
- (4) 福祉有償運送事業に関する事。
- (5) 地域福祉事業に関する事。
- (6) 介護保険事業（通所介護、訪問介護）に関する事。
- (7) 介護予防・日常生活支援総合事業に関する事。
- (8) 障害福祉サービス事業（居宅介護・同行援護・移動支援）に関する事。

（職制）

第4条 事務局に次の職制を置くことができる。

- (1) 局長
- (2) マネージャー
- (3) 次長

- (4) 本所長、支所長
- (5) 課長、主幹
- (6) センター長、園長、苑長、室長
- (7) 課長（本所長、支所長、センター長、園長、苑長、室長）補佐
- (8) 係長、主査
- (9) 主任

(職務)

第5条 局長は、会長及び常務理事の命を受け、事務局を掌理し、全職員を指揮監督するとともに、必要があるときは会長及び常務理事を代理する。

2 マネージャーは、上司の命を受け、局長を補佐する。

3 次長は、上司の命を受け、所属職員を指導監督して所管業務を遂行するとともに、必要があるときは局長を代理する。

4 本所長、支所長及び課長は、上司の命を受け、所属職員を指導監督して所管業務を遂行するとともに、他課等との連絡、協力、調整に努め、必要があるときは上司を代理する。

5 主幹は、上司の命を受けた特定の業務について企画立案するとともに、他課等との連絡、協力、調整に努める。

6 センター長、園長、苑長、室長は、上司の命を受け、所属職員を指揮監督して所管業務を遂行するとともに、他課等との連絡、協力、調整に努める。

7 課長（本所長、支所長、センター長、園長、苑長、室長）補佐は、上司の命を受け、所掌業務を処理するとともに、所属内の連絡調整に努める。

8 係長は、上司の命を受け、所掌業務を処理するとともに、業務遂行を通じて所属職員の実地研修に当たる。

9 主査は、上司の命を受け、特定の業務又は担任業務を処理するとともに、職員相互間の協調に努める。

10 主任は、上司の命を受け、特定の業務又は担任業務を処理する。

11 前項までに定める職員以外の職員は、上司の命を受け、担任業務に従事する。

(嘱託職員等)

第6条 会長は、業務遂行上必要に応じ、嘱託職員等を置くことができる。

2 嘱託職員等の採用基準、給与等については別に定める。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年12月6日から施行する。

附 則

この規程は、平成２３年４月１日から施行する。

附 則

この規程は、平成２４年４月１日から施行する。

附 則

この規程は、平成２６年４月１日から施行する。

附 則

この規程は、平成２７年４月１日から施行する。

附 則

この規程は、平成２８年４月１日から施行する。

附 則

この規程は、平成２９年４月１日から施行する。

附 則

１ この規程は、令和２年４月１日から施行する。

２ この規程の施行の日の前日において、次の表の左欄に掲げる課等の課長、主幹、室長、課長補佐、室長補佐、係長、主査、主任である者並びに課等に勤務又は兼務を命ぜられている者は、別に辞令を發せられない限り、この規程の施行の日をもって、それぞれ同表右欄に掲げる課等の課長、主幹、室長、課長補佐、室長補佐、係長、主査、主任に命ぜられ若しくは課等に勤務又は兼務を命ぜられたものとする。

本所総務課	総務企画課
本所企画課	
本所地域福祉課	地域福祉課
本所相談支援室	地域福祉課相談支援室
本所文化スポーツ振興課	文化スポーツ振興課
本所大山田コミュニティプラザ	文化スポーツ振興課大山田コミュニティプラザ
本所スター２１	文化スポーツ振興課スター２１
本所陽だまりの丘複合施設ぽかぽか	文化スポーツ振興課陽だまりの丘複合施設ぽかぽか
本所六華苑・住吉浦休憩施設	文化スポーツ振興課六華苑・住吉浦休憩施設

附 則

この規程は、令和３年４月１日から施行する。